

富山国際大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、富山国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、建学の精神である「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を軸としつつ、大学の基本理念及び使命を明確に定義し、学則上の目的に反映されている。また、これらはホームページなどの各媒体に掲載されているほか、理事長や学長が自ら機会あるごとに訓示を行い、内外に示されている。

大学の使命や目的を達成するために、学内の意思決定システムとして中心的な役割を「運営会議」が担い、そのもとに各学部の教授会や「全学学務委員会」が設けられ、教学と運営の連携や意思統一が図られている。また、教養教育を司る「教養教育検討部会」があり、教養教育の充実と専門教育の連携を行う仕組みが作られている。

教養教育と専門教育の連携においては大学独自の特徴を備えており、1、2 年次における少人数による基礎的な指導と、3、4 年次における専門教育を通じて、きめ細かな実践指導を行っている。これにより、基礎教育から専門教育へのスムーズな移行と、キャリア支援を見据えた効果的な教育課程と体制が整えられている。また、学生アンケートや個人面談を通して得られた情報をもとに、「学生情報ファイル」が作成され、教育改善活動に寄与するとともに、教員間の学生情報共有が行われ、全教員が指導に当たる基盤が築かれている。

このような教育体制は、学習支援の充実に的確に反映され、その集大成としてのアカデミック・アドバイザー（助言教員）制度が特徴的である。これは、コミュニケーション力の指導や学生生活の相談をはじめ、各教科の指導を教員同士が連携し行うことにおいて、またキャリア支援センターとともに就職指導において、学生の学習や心的サポートのための仕組みの結節点として機能するものである。

以上のような仕組みのもとに、地域に根差した大学としての特徴を前面に出し、地域の学生を地域社会のために育成し、地域に送り出すことを重点に考えた教育課程を編成しており、アドミッションポリシーも明確に示されている。このことが、施設設備も含めた充実した教育研究環境とも相まって、高い就職率の達成につながっている。

教員組織はすべて任期制がとられ、授業評価をはじめとした業績評価が行われている。そのため、教員は適宜緊張感を持ちつつ教育研究活動に取組む仕組みが働き、高大連携、地域連携、企業や行政との連携、あるいは他大学との連携に積極的に関与しているほか、

地元のリソースを生かしたボランティア活動や、「夢への架け橋」プロジェクトなどの実践教育活動への積極的参加、大学としての社会的責務の遂行、そして FD(Faculty Development)活動や自己点検・評価活動の充実に寄与している。

地域で必要とされる大学としての特徴を更に伸ばすために、「教育研究開発支援プロジェクトチーム」を発足させ、教育研究体制の充実を図ることを軸に、「富山国際学園連絡協議会」を通じた理事会と大学との連携や、附属機関との連携を更に深め、広報活動の充実やアドミッションオフィスの設置など、学生募集力を高める努力を行っている。また、喫緊の課題となっている「経営改善計画」も順調に推移しており、大学機関としての機能を継続的に備え得ると判断できる。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

富山国際学園の建学の精神である「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を起点とし、大学の基本理念及び使命の中に、「共存・共生」と「国際社会および地域社会への貢献」という大学の明確な姿勢を示している。また、大学の目的として学則第 1 条に「富山国際大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」と定められている。

建学の精神・大学の基本理念及び使命は、大学のホームページ、大学案内、教職員と学生に配付する学生便覧、富山国際学園の学園報あるいは、保護者や学生に配付する学内報である「コスモス通り」などを媒体として内外に示されている。更に、理事長や学長から入学式・卒業式において学生に向けて、また年初めの訓示において教職員に向けて建学の精神・大学の基本理念などを直接話す機会を設けているほか、年度当初に全学部で行われるオリエンテーションを通じて周知されている。

学部学科においても、常に教育理念や目標を機会あるごとに学生に意識させることを心がけているほか、大学が独自に作成している履歴書には教育理念や目標が記載され、学生が常にそれを意識し、また対外的にも大学の方針を明示する努力を行っている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

平成 20(2008)年度に、時代の要請や地域社会のニーズに対応しつつ大学の使命・目的を

達成することを目指して学部統合、再編による抜本的な改革が行われている。現代社会学部と子ども育成学部の2学部からなるこの新しい組織では、国際社会、地域社会の発展に貢献する人材を育成するために適切な学部・学科を構成していると認められる。また、各学部、学科及び附属施設は適切な規模を擁しており、それぞれが持つべき役割を明確にしつつ関連性を保っている。

人間形成のための教養教育に関しては、コンセプトを「全学学務委員会」で検討し上位会議で審議・決定を行っている。また一方で、「全学学務委員会」のもとに「教養教育検討部会」が設けられ、一層の教養教育充実に向けた取組みが開始されている。

学内意思決定のシステムは、学長、副学長、学部長、総務企画部長、学務部長、その他附属施設長を構成員とする「運営会議」とそのもとに各学部の教授会（教員会議）が設置され、教授会決定事項を大学運営に反映する仕組みと、運営会議を通じて大学としての意思統一を図る仕組みが整備されている。学習者の要求に対しても、意見箱、学生生活アンケートなどにより適切な対応に努めている。

【優れた点】

- ・アカデミック・アドバイザー（助言教員）制度を導入し、教養教育に力を入れている。特に、学部単位で「アカデミック・アドバイザー連絡協議会」を頻繁に開催し、学生個々の指導を適切に実施する組織を整備している点は高く評価できる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき、大学の理念そして使命と目的が明示され、国際感覚を持ち地域発展を担う人材の育成を行う各学部の教育目標・教育課程にも反映されている。

教育課程は、主に教養教育と専門教育に分かれており、基礎と実務実行力をつけることを重視するコンセプトに則り、学習効果を高めるための授業科目や年次配置、また特徴的な演習を中心とした教育体制が敷かれている。

成績評価基準は学則上に明示されており、各科目のシラバスにおける教育内容と評価基準に照らし合わせて、学生の学習達成度評価が行われている。

教養教育の充実と専門教育へスムーズに移行できるように、専門の担当者を据え、1・2年次の指導体制を充実しているほか、3・4年次の演習科目担当者によってきめ細かな指導が行われ、特にキャリア支援を見据えた仕組みとなっている。

アンケート、意識調査、個人面談などを通して得られた情報を蓄積し、それをもとに教育効果を確認する点検・評価の仕組みが整備されている。また、情報交換、情報共有の場があり、学習過程の点検・改善活動に寄与している。

【優れた点】

- ・現代社会学部の「地域づくり科目」や子ども育成学部の「富山の子ども育成」など、地域に根ざした実践的な教育方法によるカリキュラム編成がなされている点は高く評価できる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、大学案内、学生募集要項、受験情報誌、ホームページなどに明確に示されている。特に面接が伴う入学者選抜においては、アドミッションポリシーの内容を質問事項に入れるなど、選抜作業において適切に運用されている。

学年進行中ということもあり、学部によって在籍者数が少ないが、主要な学部である現代社会学部と2年次までの子ども育成学部では、適正規模の在籍者を確保している。クラスサイズは概ね適切であり、きめ細かい指導体制を整えている。

学習支援については、各学期の授業開始前のオリエンテーション、アカデミック・アドバイザー（助言教員）制度の導入、リメディアル教育の実施、ゼミ担当教員による指導などの体制を整え、きめ細かい指導が行われている。

学生サービスについては、各種奨学金が用意されており、成績や経済状況に応じた支援が行えるようになっている。健康相談、心的支援、資格取得支援、外国人留学生の支援などきめ細かい対応が行われている。「夢への架け橋」プロジェクトに代表される支援制度がある。

また、キャリア支援センターを設置し、地域社会との連携を大切にしながら、1年次～4年次までの授業やガイダンスなどを実施している。資格取得のための支援や採用試験対策講座なども行っている。

【優れた点】

- ・アカデミック・アドバイザー（助言教員）制度の導入により、学生へのきめ細かい指導や、保護者に対して学生の学習状況を連絡するなどの仕組みが整備され、退学者防止にも効果を挙げていることは高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数は大学設置基準を十分に満たしており、分野ごとに教員が適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関しては、「富山国際大学教員選考規程」「教員採用人事についての

申し合わせ」「教員昇任人事についての申し合わせ」が定められており、これらに基づいて採用や昇任に関する委員会が招集され、明確な基準のもとに適切に運用されている。また、すべての教員に対して任期制を採用しており、「富山国際大学教員の任期に関する規則」及び「教員個人評価実施基準についての内規」に基づいて、教員の評価が行われ任期更新の決定に用いられている。

教員の教育担当時間については、現在、学年進行中であることから若干の偏りが見られるが、学部・学科の改変の進行に伴い解消される見込みである。また、研究費については、各教員の研究教育、学内活動、社会活動をトータルで評価し、傾斜配分しており、研究資源の有効活用と研究促進を図っている。

FD(Faculty Development)については、「全学学務委員会」の下にFD推進部会を設け組織的に取り組んでいる。また、学生による授業アンケート、教員個人評価制度を実施するなど、教育力向上に向けた取組みがなされている。

【優れた点】

- ・教員全員に対して任期制を採り、業績評価とあわせて運用するなど、教員の昇任に関して積極的な取組みが行われていることは高く評価できる。
- ・教員評価制度を導入し教育研究活動の活性化を促すなど、積極的な取組みは高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究及び学生支援を円滑に行うため、「学校法人富山国際学園職員組織規程」「学校法人富山国際学園事務組織規程」に基づき事務組織体制が確立され、分掌業務も規程に明記され職員が適宜配置されている。

採用は原則公募とし、試験を課したうえで職制を考慮し理事長の承認を得て行い、昇任については業務能率勤務評定及び上司の意見を聞いたうえで、総務企画部長から学長を通して理事長に承認を得る手続きになっている。異動は同一所属に3年以上勤務している者を対象に所属長が学園本部事務局へ内申を行い、方針を決め、原則年1回行うことにしている。

SD(Staff Development)については、教員との合同開催による、「富山国際学園FD・SD研修会」をはじめとして、「富山県大学連携協議会」主催のFD・SD研修や各種セミナーに積極的に参加している。更に職員の資質向上への努力を奨励し、自主的な学習機会獲得に対する支援として、他大学院に入学した職員へ授業料の一部援助を行っている。

教育研究支援を行うために、学生サービス向上の取組みや、教員の研究費獲得のために「教育研究開発支援プロジェクトチーム」を立上げるなど、教員と職員の協力体制が整備されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会及び評議員会は、寄附行為に基づき定例で開催され、予算や決算をはじめとした学園の主要な審議事項を審議し決定している。

一方、学園全体の意思疎通を図る「富山国際学園連絡協議会」があり、学長その他主要な大学関係者が構成員として出席し、大学の立場として学園の運営に関与しており、そこで重要な審議事項が生じた場合は理事会・評議員会で審議することとなっている。また、大学自体の運営に当たっては、「富山国際大学運営会議」が主な役割を担っている。「富山国際大学運営会議」は学長、副学長、学部長、総務企画部長、学務部長、その他附属施設長で構成され、教授会などで審議された事項の最終決定と連絡協議会への重要事項の具申、そして理事会決定事項を速やかに大学側へ連絡し周知している。

教学と事務との連携は、学部長や学務部長そして大学事務局長に当たる総務企画部長や事務職員で構成される「総務企画部会議」で行われており、その都度詳細事項の打合せを行う体制がとられ、十分機能している。

自己点検・評価については、「富山国際大学自己点検評価実施要領」に基づき、全学委員会の「自己点検評価委員会」そしてその下部組織である「自己評価ワーキンググループ」が活動を展開している。一方、総務企画部が窓口となりそれらの取りまとめを行い、結果は適宜公表されている。また、「自己点検評価委員会」からの評価結果をもとに、大学附属機関及び学内の委員会などにおいて改善に努めている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の入学定員割れが続いたため、国際教養学部と地域学部を現代社会学部に再編し、新たに子ども育成学部を開設し、教育研究の充実と学生確保において効果を上げているものの、改組再編の途中にあり現在も支出超過が続いている。しかしながら、改善の努力は行っており、平成 21(2009)年度に法人において、大学を中心とした 5 年間の経営改善計画を策定し、同年私立大学等経常費補助金（特別補助）「未来経営戦略推進経費」を獲得するなど、中長期的に大学における資本の配分をどのように行うべきか検討を行っている。

会計処理及び監査は、学校法人会計基準に則し公認会計士の監査及び監事による監査を受け、適正に行われており、学園全体及び大学部門の収支を正しく表している。

財務情報の公開については、学園機関誌やホームページを通じて公表されているほか、学園内外の利害関係者にも公開されている。

外部資金導入は今後の大学運営で重要な意味を持つが、平成 21(2009)年度に「教育研究開発支援プロジェクトチーム」を立上げ、大学や教職員が教育研究に必要な外部資金の獲得を支援する仕組みを整え努力している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

東黒牧キャンパス及び呉羽キャンパスともに十分な広さを有し、建物も十分に整備され適切に維持運営されている。特に、東黒牧の広大なキャンパスは、環境に配慮した建物となっており、学生も参加して環境美化に努めている。図書館の蔵書数、閲覧数も豊富であり情報サービスを含め、学生ホールや食堂も充実しており、教育研究活動を展開するに十分である。車で通学する学生が多いが、それに対応し駐車場の整備もされている。

施設設備については、両キャンパスとも耐震基準を満たしているほか、東黒牧キャンパスではバリアフリー化を計画的に進めている。法定点検はもとより適宜補修が必要な箇所を特定し補修を行っており、安全性が確保されている。

アメニティについては、教育環境に適した立地にあつて、清潔で快適な教育研究環境を整えることをコンセプトに掃除の徹底や、ゴミの回収などを学生とともにに行い良好に保たれている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学施設は一般に貸出されているほか、講義室が会議・研修・研究会に利用されている。また、図書館は地域の施設として広く市民に開放されている。公開講座やシンポジウムは積極的に催され、大学の基本理念に沿って大学の知を地域の知向上のために活用している。特に富山駅前ビル内に開設された「富山国際学園サテライト・オフィス地域交流センター」は、公開講座や研究・学習成果の発表の場として利用され、地域社会への知の発信が積極的に行われている。

他大学との連携については、「富山県大学連携協議会」に参画し、FD(Faculty Development)研修会や「大学連携パンフレット」の作成、「学生フェスタ」の企画・実施に取り組んでいる。また、文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択され、富山県内 7 高等教育機関との連携協力関係を構築している。このほか、国内 3 大学、海外 13 大学と研究教育協定を結び、国内外における留学を含めた学生交流と「国際交流シンポジウム」の開催に象徴される研究交流を行っている。

地域社会や企業向けに「地域社会出講プログラム」を設けて、大学教員を派遣し研究や専門分野の知識や経験を広く提供している。地元企業や行政との連携については、同出講プログラムのほか授業科目である「キャリア支援講座」において企業人を招へいするなど積極的に進められている。

【優れた点】

- ・「地域社会出講プログラム」で、官公庁、地元企業、地域社会の依頼を受けて年間多数の出前講義が実施されていることは高く評価できる。
- ・銀行との包括連携に基づく事業展開や、地域の経営者協会への参画など積極的な取組は高く評価できる。
- ・ノエビア富山販売（株）、大和ハウス工業（株）、森林ボランティア「きんたろう倶楽部」と協働してキャンパスの里山林での森づくり事業を進めるなど、地域社会との協力関係構築を図っている点は高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

法人全体の倫理規程としての「富山国際大学寄附行為」をはじめ、教職員が持つべき倫理規範としての「富山国際大学就業規則」及び「富山国際大学職員服務規程」並びに「学校法人富山国際学園の研究活動における不正防止に関する規程」のほか、個人情報保護や「富山国際大学セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程」を適切に整備している。また、平成 21(2009)年には「富山国際大学倫理綱領」を策定し、コンプライアンスを遵守することを学園の姿勢としてホームページなどに明示している。

危機管理体制については、「富山国際大学防火管理規程」に基づき、火災や震災時における行動規範を定め、定期的に防災訓練を行っている。また、警備体制については自動通報システムを整備するなど、セキュリティ強化が図られている。その他、情報セキュリティについては、大学としての方針を定め、適宜実行している。

国際化に伴い、留学生に対する危機管理が重要であるが、国際交流センターにて「留学生危機管理マニュアル」を策定し、緊急事態の対応に備えている。

教育研究成果に関する情報は研究紀要をはじめ、ホームページ上でも公表されており、その他刊行物での広報活動を行っている。

